



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 令和5年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）

令和4年12月

# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し (国民健康保険税)

## 1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の課税限度額を104万円 (現行：102万円) に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
  - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずべき金額を29万円 (現行：28.5万円) に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずべき金額を53.5万円 (現行：52万円) に引き上げる。

## 2 制度の内容

